

松本会計通信

2008年5月22日(木)

〒330-0061 埼玉県さいたま市浦和区常盤9-17-1

松本税理士事務所 TEL 048-825-5531 FAX 048-832-4584

Email matsumoto-y@tkcnf.or.jp

国税の時効の意味

国税の時効

国は税金を徴収することができる権利をもっています。これを「**国税の徴収権**」といいます。その権利は、国税の法定納期限から**5年間行使しないこと**によって**時効により消滅**するとされています。

時効の利益

通常**の債権債務**において、時効による利益を得るには「**時効の援用**」すなわち時効の利益を得ることを選択する旨の主張をしなければなりません。

しかし、**国税債務**については「その援用を要せず、またその利益を放棄することができない」と法律で定めています。

更正の期間制限

時効と似ているものに「**更正・決定の期間制限**」があります。税務署長による税額の変更や確定の権限行使可能期間のことです。

修正申告の期間制限

税額を変更・確定する権限は、申告納税制度の下では**第1次的には納税者**にあります。当初申告による税額確定、修正申告による税額確定がその権限行使です。

修正申告は**税務署長による更正処分がある前ならいつでも**できます。

時効の利益を侵害できるか

期限内申告書を提出後**5年経過後**において時効の確定している税額について「**更正処分ができるか?**」「**納税者サイドからの修正申告ができるか?**」と問われたら原則的には「**否**」です。

第1に一般の**更正・決定の期間制限**は時効の期間より長くないこと、第2に**時効の利益は放棄できない**ので、時効の完成により**租税債務は消滅**していて修正申告の対象としては**最早不存在**ということです。敢えて、修正申告をしてもそれは**無効な行為**をしていることとなります。

時効が2年延びることも

刑事告発されるような「**偽りその他不正の行為**」が発覚した場合には、時効の完成は**7年に延び**税務署長の**更正処分**の期間も**7年に延びる**ことになっています。

この場合には、修正申告も可能ですが、ただし「**偽りその他不正の行為**」が立証されないままでの修正申告書の提出は無効の行為の可能性が大です。筋論からすればこのような場面は、**職権更正以外**はありえないというべきでしょう。



あと5分で時効です。
自己修正も不可です。